

フィリピンまたはインドネシアでのニッケル鉱積載について

こちらは、英文記事「[Loading nickel ore in the Philippines or Indonesia](#)」（2019年6月12日付）の和訳です。

フィリピンやインドネシアで積載されるニッケル鉱石の輸送に関する通知義務要件は現在も適用されます。2012年に開始されたこの重要な損失防止への取り組みによって、Gardと船舶運航者との早期の情報共有が可能になり、ニッケル鉱貨物に伴うリスクの低減につながっています。



鉱石の液状化は、荷崩れや復原性の喪失を招き、何十年もの間、海難の主原因の一つとなっています。また、インドネシアやフィリピン産のニッケル鉱石の積載・輸送は、約10年間にわたり懸念事項となっています。

2011年1月、Gardは、ニッケル鉱石に関連するリスクの低減方法について、多数の推奨事項と実際的なアドバイスを記載したメンバー・サーキュラー[No. 23/2010](#)を発行しました。その後の2012年5月にも、ニッケル鉱貨物に関連する様々な危険性と課題に対処できるように、追加的にサーキュラー[No. 05/2012](#)を発行しました。その内容は、インドネシアやフィリピンの港においてニッケル鉱石を積載する船舶の確保・用船を予定しているメンバーや、既存の契約の下で船舶へのニッケル鉱貨物の積載指示を受けたメンバーに、**通知義務要件**をお伝えするものでした。

必要な情報は下記のとおりです。

- 船名
- 積み荷を行う港/錨地および到着予定時刻
- 荷積み予定日
- 用船者・荷送人の詳細
- 代理店の詳細
- 荷送人の貨物申告書と関連証明書の写し

繰り返しとなりますが、国際海上固体ばら積み貨物コード（IMSBC コード）を遵守し、ニッケル鉱物貨物輸送の安全を確保するために必要な対策を講じる責任はメンバーにあります。ただし、メンバーは、クラブに通知することにより、当該貨物の輸送によるリスクを低減または軽減するためのアドバイスや支援を受けることができます。通知義務要件は、すべての P&I 船主・用船者メンバーに適用されます。

損失防止に対する積極的な取り組み

通知義務要件に加え、Gard では 2017 年 12 月以降、ニッケル鉱物輸送に伴う損失を予防するための積極的な取り組みとしてジオフェンシングを活用しています。危険度の高い港や地域（つまり、ニッケル鉱物を積載する可能性のある港など）に関する局所的データと AIS（自動船舶識別装置）データを組み合わせて使用することで、Gard では非常に早い段階から船舶運航者と情報共有ややり取りが行えるようにしています。このことにより、リスクの低減方法に関する具体的なガイダンスとアドバイスをメンバーに提供できると同時に、荷積港で問題が発生した場合に適切なリソースの確保ができるようになっています。

ジオフェンシングの仕組み

ばら積み貨物船が危険度の高い港へ入港したことが AIS データにより確認された際には、そのメンバーに連絡を取り、通知義務要件で求められる情報について念押ししたり、ニッケル鉱物の安全輸送に関するアドバイスをお伝えすることができるようになっています。ジオフェンシング活用の目的は、Gard とメンバー間で損失防止に関する意見交換や関連情報の共有を行うことです。ばら積み貨物船がニッケル鉱物を積載する可能性のある港から出港した際には、メンバーは、積載作業時と作業完了時に講じた予防策に関する具体的な情報を提供するように求められる場合があります。

ニッケル鉱物の液状化事故防止手段としてジオフェンシングを活用する取り組みは、まだ緒に就いたばかりですが、今後、この取り組みはメンバーの皆さまの安全なトレードをますます支えるものになると確信しています。

推奨事項

Gard のジオフェンシングアラートの対象は、船主メンバーの所有船舶に限定されており、用船者メンバーが用船した船舶は検知しません。したがって、用船者メンバーにおかれましては、ニッケル鉱物貨物の積載用に船舶を配船する都度、Gard にお知らせいただくことが重要となります。ジオフェンシングアラートの主な目的は、メンバーの活動の監視ではなく、内在するリスクと、そのリスク軽減のために講じることのできる対策の再確認を促して、メンバーの皆さまを支援することです。

Gard は 2017 年 12 月以降、当原稿の執筆時点で、ジオフェンシングによるアラートを 35 件受信しました。このうちの 7 件の荷積み作業に立ち会う外部サーベイヤーを任命しましたが、いずれのケースでも液状化の兆候は見られませんでした。

液状化が報告されなかったことは良い兆候ですが、継続して警戒する必要があります。含水量の不正申告は依然として横行しており、船長と乗組員がニッケル鉱貨物の積載を拒否し、独立した検査を要求した場合に、荷送人から著しい圧力をかけられる可能性があります。現在、モンスーンの季節の真っ只中にあることから、貨物に過度な水分が含まれる可能性が高まっていますのでご留意いただければと思います。

通知義務要件は、フィリピンやインドネシアからの貨物に関して実施されていますが、液状化のおそれがある貨物の輸送について懸念や疑問をお持ちの場合は、Gard に助言を求めてください。船主、用船者、Gard は、積極的な損失防止策やコミュニケーション、教育を通じて、新たな液状化の悲劇を回避するという目標を共有しています。

通知要件を遵守しなかった場合には、クラブの保険カバーを損なう可能性があります。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されています。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。